

定 款

一般社団法人経営コンサルティング協会

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、一般社団法人経営コンサルティング協会（英文名 Management Consulting Society 略称「MCS」）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、少子高齢化やグローバル化が進行し、デフレ経済にもまれ厳しい我が国の経済環境の中で、生き残り、発展しようとする中小企業等の法人に対し、本協会は経営コンサルティングサービスを提供するとともに、政府・地方自治体・公共事業体等からの助成金・補助金等を獲得し中小企業の経営支援に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は上記目的を達成するため、国内及び海外において以下の事業を行う。

- (1) 経営コンサルティングに関する調査及び研究、情報の収集及び提供、人材の育成、普及啓発及び表彰
- (2) 会員相互間で切磋琢磨し情報を共有し、会員のコンサルティング能力の育成開発
- (3) 会員相互による研究会等の開催
- (4) 経営コンサルティングに関する行政及び産業界への提言
- (5) 経営コンサルティング業務の中小企業、行政等からの受注、及び会員による対応
- (6) 経営コンサルティングに関する内外関係機関等との交流及び連携
- (7) 経営士等の資格の審査及び付与
- (8) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の構成)

第 5 条 本協会の会員は、次の3種類とし、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的及び事業に賛同して入会した個人および団体（企業および法人等の団体。以下同じ。）
- (2) 準会員 本協会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (3) 賛助会員 本協会の事業を援助するため入会した個人および団体

### (会員資格の取得)

第 6 条 本協会の目的に賛同し、会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費)

第 7 条 会員は、理事会において別に定める、入会金・年会費等を納入しなければならない。

### (任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (社員資格の喪失)

第 9 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
  - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
  - (5) 除名されたとき。
  - (6) 総社員の同意があつたとき。
- 2 社員資格を喪失したときは、本協会に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
  - 3 社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(社員名簿)

第 10 条 本協会は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 資格の付与

(資格の付与)

第 11 条 経営士等の資格の付与を受けようとする者は、資格試験又は審査に合格しなければならない。

2 資格は、前項の資格試験等に合格し、入会した者に付与する。

3 弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、中小企業診断士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等の資格保有者が入会を希望した場合には、理事長の承認を得て経営士の資格を付与する。

### 第4章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会

の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、社員総会の日の1週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって通知する。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、前条第2項の規定により請求があった場合においては、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(議 決 権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人とすることができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長並びに総会に出席した正会員のなかから議長が指名した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長を一般法人法上の代表理事とし、理事を、同法上の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (賠償責任の免除)

第25条 本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議

によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### (役員任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退社した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第 27 条 役員及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

- 第 28 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

#### (取引の制限)

- 第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
  - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 本協会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長の選定及び解職

### (招集、議長)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があつたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は事故があつたときは理事がこれに当たる。

### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

### (報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告については、適用しない。

### (議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会運営規則で定める。

## 第 7 章 顧問、委員会

(顧問)

第 37 条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本協会に功労があった者又は学識経験者の中から、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。

(委員会等)

第 38 条 本協会の事業を推進するため、必要に応じ理事会の決議により委員会等を設置することができる。

- 2 委員会等の委員長及び委員は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 本協会の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類を定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 42 条 本協会は剰余金の配分を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 43 条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 44 条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公 告)

第46条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補 則

(事 務 局)

第47条 本協会に、事務を処理するため、事務局を置くことができる。  
2 事務局には、所要の職員を置くことができる。  
3 事務局の組織及び運営に関しては理事会で定める。

(実施細則)

第48条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が定める。

## 第12章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 本協会の最初の事業年度は、本協会成立の日から平成29年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第50条 本協会の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 東野耕一郎

設立時理事 大出俊雄

設立時理事 林啓史

設立時理事 荻本博樹

設立時代表理事 東京都新宿区下落合二丁目25番9号  
東野耕一郎

設立時監事 西川忠吾

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 51 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 東京都新宿区下落合二丁目 25 番 9 号  
東野耕一郎

設立時社員 東京都墨田区太平四丁目 1 番 1-1202 号  
大出俊雄

(設立当初会費)

第 52 条 本協会の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人会員

正会員 (1) 入会金 1 万円 (2) 年会費 2 万円

準会員 (1) 入会金 5 千円 (2) 年会費 1 万円

賛助会員 (1) 入会金 5 万円 (2) 年会費 1 万円

団体会員 上記の倍額とする。

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人経営コンサルティング協会を設立のため、設立時社員東野耕一郎外1名の定款作成代理人である司法書士酒井誠一郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成28年9月12日

設立時社員 東野耕一郎

設立時社員 大出俊雄

上記設立時社員2名の定款作成代理人  
東京都新宿区高田馬場一丁目34番8-503号  
司法書士 酒 井 誠一郎